千代田区立九段小学校・幼稚園校舎の保存・活用に関する要望書 添付資料-1

「復興小学校」の特徴

- 耐火構造・・構造躯体・外周壁・屋根を耐火性があり堅牢な鉄筋コンクリートとし、 外部に面するサッシュを不燃であるスチールサッシュとしている。
- 2. 耐震構造・・質の良いコンクリートが使用された。コンクリート強度試験で高い数値が得られるのはこのためである。柱の間隔が狭いため、1スラブ(床版)が小さい。モルタル、漆喰がコンクリートに直に塗られていたため、比較的中性化の進みが遅い。
- 3. 避難計画・・アメリカの研究結果を元に、階段幅、階段の数を決め、児童全てが、 3分以内に避難できるようにした。
- 4. 衛生・健康に配慮・・自然採光が充分得られるよう天井までの窓とした。自然換気 の工夫を行い、外部から給気した新鮮空気が廊下に抜けるようにした。機械に頼ら ない、換気計画は、東日本大震災を経験した現在も災害時に有効。
- 5. 地域に開かれた学校・・体育館は外部から入りやすい配置となっていて、災害時に 防災拠点となりやすい。地域交流の場としての使用も考慮されていた。
- 6. 屋上の利用・・校地の狭さを補うため、屋上の利用が当初より考えられていた。
- 7. 公園と一体とした計画・・52の復興公園を新設し、校地の狭い小学校の校庭として利用するばかりではなく、都市の空地は火災の拡大を止め、災害時の避難場所ともなる。公園と一体となった当時の使い方が今も残っている「復興小」は少なくなり、九段小学校の玄関は当時の設計思想を伝えている。
- 8. 設計基準と寸法の規格化・・建築計画の手法、柱のスパンや階高、階段の寸法、教室の広さ、窓開口比率などの規格を決めて設計に当たっていたため、117 校を短時間に建設しながらも、各学校の質が同じように高く保たれている。
- 9. 学校毎に違うデザイン・・設計に当たった東京市の建築家達は、当時世界の潮流であったデザインを取り入れたため、同規格がありながらも各学校違ったデザインを採用し、地域に愛される校舎となってきた。九段小学校は放物線型の「パラボラアーチ」の窓が特徴となっている。「千代田区景観重要物件」に指定されている。

添付資料-2

■文部科学省発表

「学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)」の中間取りまとめについて 平成24年8月30日 施設助成課

文部科学省では、平成24年4月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(主査: 杉山武彦 成城大学社会イノベーション学部教授)」の下に「老朽化対策検討特別部会」(部会長:上野淳 首都大学東京副学長)を設置し、老朽化した学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討を進めてきました。

この度、検討会において「学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)」(中間まとめ)が、取りまとめられましたので、公表します。

■国土交通省の発表

〇 既存不適格建築物に係る規制の合理化

令第137条の2を改正し、建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第2項により同法第20条の規定の適用を受けない既存不適格建築物に係る増築又は改築の特例措置について、増改築に係る部分の床面積が延べ面積の2分の1を超える大規模な増改築であっても地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊等のおそれがない場合には、現行の構造耐力規定の全てに適合させることを求めないこととする。

閣議決定日 平成24年9月14日(金)公布・施行 平成24年9月20日(木)

解説:これまでの規制では、九段小学校のように建築基準法が施行される前の建物は、既存面積の2分の1以上の増築を行おうとすると、耐震診断で構造耐力が高く補強などの必要がないと言う結果が出ても、現行の構造耐力規定に適合しない工法や材料を使用している部分は、そのために不適合となってしまうという矛盾があった。今回の改正により、その部分の合理化が図られ、構造安全性が確かめられれば、既存の躯体を造り替える必要がなくなり、歴史的建築にとっては、保存活用が建築基準法の適用内で行いやすくなることが十分期待できる。